

# 介護支援専門員に関するQ & A

## (VER1.2, R6.4)

|   |                            |
|---|----------------------------|
| 1 | 介護支援専門員の登録・専門員証に関する手続きについて |
| 2 | 介護支援専門員研修について              |
| 3 | 主任介護支援専門員研修について            |
| 4 | 主任介護支援専門員更新研修について          |

### 【お問い合わせ・ご質問】

ご自身の介護支援専門員登録番号（8桁）・氏名・電話番号（日中連絡がつくところ）又は返信可能なメールアドレスを明記のうえ、メールでお願いします。

◇メールアドレス：chofuku3@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県福祉部長寿福祉課

# 目 次

## 1. 介護支援専門員の登録・専門員証に関する手続きについて (P.1～2)

- Q1 申請書の入手方法と送付先について。
- Q2 申請書を印刷できる環境がない場合の対応。
- Q3 介護支援専門員証の更新申請を行うため、現在の所有している専門員証を送付してしまうと専門員証の携帯義務に違反してしまうが。
- Q4 申請手数料について電子納付はできないのか。
- Q5 「介護支援専門員登録証明書（賞状タイプ・携帯タイプ：顔写真なし）」の再交付は可能ですか。
- Q6 手続きにはどれくらい時間がかかりますか。
- Q7 同時期に同じ手続きを申請した他の介護支援専門員にはもう新しい介護支援専門員証が届いているのに、自分にはまだ届かないのですが。
- Q8 平成12年に介護支援専門員実務研修を受け、登録したが今後新たに介護支援専門員として働くことを考えているが、どのような手続きが必要か。
- Q9 登録移転後は、新たな登録番号（8桁）が付与されるのですか。
- Q10 茨城県で介護支援専門員実務研修を修了しましたが、茨城県とは別の都道府県で介護支援専門員の登録を行いたいがどうしたらよいか。

## 2. 介護支援専門員研修について (P.3～4)

- Q11 研修の情報はどうやって知ることができますか。
- Q12 実務経験者とは。
- Q13 「更新研修」と「専門研修」の違いは何ですか。
- Q14 これまで「(実務未経験者)更新研修」を修了して介護支援専門員証を更新してきましたが、現在は実務に従事している場合、次の更新のためにはどの研修を受講すればよいですか。
- Q15 一度有効期間が満了し、再研修受講後に介護支援専門員証の交付を受けています。現在は実務に従事しているのですが、次の更新のためにはどの研修を受講すればよいですか。
- Q16 介護支援専門員証の交付を受けてから短期間だけ実務に従事していました。次の更新のためにはどの研修を受講すればよいですか。
- Q17 茨城県登録ですが、勤務地がA県なのでA県で研修を受けたいです。受講地変更の手続きのやり方を教えてください。
- Q18 茨城県登録で自宅はB県、勤務地はC県です。どこで研修を受けるか迷っています。
- Q19 茨城県で登録して県内で働いていましたが、今後、D県で勤務することになりました。登録の変更や手続きは必要ですか。
- Q20 E県で実務研修受講試験を合格しており、茨城県に転居しました。今後、実務研修を茨城県で受講したいと考えておりますが、どのような手続きは必要ですか。

## 3. 主任介護支援専門員研修について (P.5)

- Q21 業務従事期間とは何を指しますか。
- Q22 従事期間の換算方法を教えてください。
- Q23 主任研修を修了すれば、介護支援専門員証の有効期間も更新できますか。
- Q24 茨城県登録ですがF県の事業所に勤めています。どうすれば主任研修を受講できますか。

## 4. 主任介護支援専門員更新研修について (P.6～7)

- Q25 主任更新研修は、いつから受講することができますか。
- Q26 主任更新研修を受講しようと思うのですが、介護支援専門員証の更新のために「更新研修Ⅱ（ま

たは専門研修Ⅱ)」も受講した方がよいですか。

- Q27 主任更新研修終了日の翌日に介護支援専門員証の有効期間が満了するのですが、どのように手続きをしたらよいでしょうか。
- Q28 主任更新研修を受講しない場合、資格はどうなりますか。
- Q29 主任更新研修を修了し、介護支援専門員証の更新を申請するのですが、介護支援専門員証の有効期間の置き換えについて教えてください。置き換えはしなくてもよいのですか。
- Q30 主任でしたが、介護支援専門員証の更新手続きを失念して有効期間が満了して失効してしまいました。主任の資格はどうなるのでしょうか。
- Q31 主任研修の修了証明書を紛失してしまいました。再発行は可能でしょうか。
- Q32 主任を更新するための法定外研修はどのように受講すればよいですか。
- Q33 G 県で主任として業務をしておりました。勤務の関係で、茨城県に勤務地が変更になり、登録地を変更しております。今年度主任更新研修を受講する予定ですが、G 県で更新するための法定外研修を4回受講しているが、茨城県で主任更新研修の受講は可能でしょうか。

## 介護支援専門員（ケアマネ）についてのよくあるお問い合わせ

これまで数多くお寄せいただいたご質問を Q&A にまとめました。

### 1. 介護支援専門員の登録・専門員証に関する手続きについて

|    |   |
|----|---|
| Q1 | 申請書の入手方法と送付先について。   |
| A1 | 申請書類は、当ホームページの「介護支援専門員の登録・専門員証に関する手続きについて」からダウンロードすることができます。<br>また、送付先は次のとおりです。<br><br>(送付先) 〒310-8555<br>茨城県水戸市笠原町 978-6<br>茨城県福祉部長寿福祉課 ケアマネ担当   |
| Q2 | 申請書を印刷できる環境がない場合の対応。  |
| A2 | お手数ですが、切手を貼った返送用の封筒を郵送いただくか、直接、県長寿福祉課までお越しください。   |
| Q3 | 介護支援専門員証の更新申請を行うため、現在の所有している専門員証を送付してしまうと専門員証の携帯義務に違反してしまうが。  |
| A3 | お手数ですが、お手元にある専門員証のコピーを取り、そのコピーを携帯して原本をお送りください。  |
| Q4 | 申請手数料について電子納付はできないのか。   |
| A4 | 令和2年4月1日より、交付手数料の電子納付（Pay-easy（ペイジー）及びクレジットカード決済）が可能になりました。電子納付をご希望の方は、電子申請 URL から申請手続きを行ってください。茨城県収入証紙による支払いも引き続き受け付けておりますが、茨城県収入証紙をご利用の方は電子申請を行うことはできませんのでご注意ください。<br>詳しくは、茨城県ホームページをご確認ください。 |
| Q5 | 「介護支援専門員登録証明書（賞状タイプ・携帯タイプ：顔写真なし）」の再交付は可能ですか。  |
| A5 | 「介護支援専門員登録証明書」は平成18年3月31日以前に発行されたものであり、再交付は行っておりません。<br>現在、介護支援専門員であることを証明するのは、法第69条の7第1項に規定する介護支援専門員証（名刺サイズ）となります。   |
| Q6 | 手続きにはどれくらい時間がかかりますか。  |
| A6 | 登録や交付に関する手続きは、基本的に受付日から1~2か月で完了します。<br>登録移転や研修受講地変更手続きは、他都道府県間の手続きの時間が追加されます。<br>3・4月や年末年始は、申請が集中するため通常よりもお時間をいただいたく場合がありますのでご了承ください。<br>※申請書や添付書類に不備があった場合は、書類のすべて整った日が受付日となります。               |
| Q7 | 同時期に同じ手続きを申請した他の介護支援専門員にはもう新しい介護支援専門員証が届いているのに、自分にはまだ届かないのですが。  |
| A7 | 基本的には受付日順に手続きを行っておりますが、事務処理上、お届けが多少前後してしまう場合がございます。<br>申請後2か月経過しても通知がない場合のみ、お手数ですがお問い合わせ願います。<br>※申請書や添付書類に不備があった場合は、書類がすべて整った日が受付日となります。   |

|     |  |
|-----|--|
| Q8  | 平成18年以前に介護支援専門員実務研修を受け、登録したが今後新たに介護支援専門員として働くことを考えているが、どのような手続きが必要か。   |
| A8  | 現在の介護支援専門員証は5年ごとの更新制となっております。また、平成18年から登録番号は8桁となっております。<br>介護支援専門員情報登録票を提出していただき、8桁の登録番号を取得してください。<br>その後、再研修を受講していただき、介護支援専門員証の交付申請をしてください。   |
| Q9  | 登録移転後は、新たな登録番号(8桁)が付与されるのですか。  |
| A9  | 登録番号は登録移転後も変わりません。<br>また、現在の介護支援専門員証は登録県に返納することになりますが、手続き中も有効期間は持続しています。登録情報もそのまま引き継がれますのでご安心ください。   |
| Q10 | 茨城県で介護支援専門員実務研修を修了しましたが、茨城県とは別の都道府県で介護支援専門員の登録を行いたいはどうしたらよいか。  |
| A10 | そのような手続きはできません。<br>法令の規定により、実務研修を修了した都道府県での登録となります。<br>他県で登録するためには、茨城県に登録いただいた後、登録移転の手続きをお願いいたします。<br>(参考)介護保険法施行規則(第113条の5)<br>2以上の都道府県において介護支援専門員実務研修を修了した者は、当該研修を行った都道府県知事のうちいずれか一の都道府県知事の登録のみを受けることができる。 |

## 2. 介護支援専門員研修について

|     |  |
|-----|--|
| Q11 | 研修の情報はどうやって知ることができますか。   |
| A11 | 当ホームページの「介護支援専門員の研修・試験情報」や、研修実施機関のホームページをご覧ください。   |
| Q12 | 実務経験者とは。   |
| A12 | 次の①から③のいずれかに該当する者が実務経験者に該当します。<br>①現に、介護支援専門員としての業務に従事している者<br>②介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員としてケアプランの作成を行った経験がある者<br>③指定居宅介護支援事業所の管理者  |
| Q13 | 「更新研修」と「専門研修」の違いは何ですか。   |
| A13 | 「更新研修Ⅰ及びⅡ」は、有効期間が概ね1年以内の実務経験者を対象としている点で、「専門研修Ⅰ及びⅡ」と異なります。<br>ただし、「更新研修Ⅰ」と「専門研修Ⅰ」、また、「更新研修Ⅱ」と「専門研修Ⅱ」はカリキュラム・研修期間が同一となっております。そのため同一研修を受けていただきますが、受講対象者の状況によって、研修の名称が異なります（修了証明書に記載の研修名も異なります）。<br>また、実務未経験者が更新を行うには、「(実務未経験者)更新研修」を受講することになります。  |
| Q14 | これまで「(実務未経験者)更新研修」を修了して介護支援専門員証を更新してきましたが、現在は実務に従事している場合、次の更新のためにはどの研修を受講すればよいですか。   |
| A14 | 「専門研修Ⅰ」または「更新研修Ⅰ」、及び「専門研修Ⅱ」または「更新研修Ⅱ」を受講してください。  |
| Q15 | 一度有効期間が満了し、再研修受講後に介護支援専門員証の交付を受けています。現在は実務に従事しているのですが、次の更新のためにはどの研修を受講すればよいですか。  |
| A15 | 「専門研修Ⅰ」または「更新研修Ⅰ」、及び「専門研修Ⅱ」または「更新研修Ⅱ」を受講してください。  |
| Q16 | 介護支援専門員証の交付を受けてから短期間だけ実務に従事していました。次の更新のためにはどの研修を受講すればよいですか。  |
| A16 | ①原則として、介護支援専門員証の有効期間内に1日でも実務に従事していた者は、「更新研修Ⅰ及び更新研修Ⅱ」の対象になります。<br>②ただし、当県では、実務従事期間が概ね6か月以下の者は「(実務未経験者)更新研修」を選択することもできるとしています。<br>なお、「(実務未経験者)更新研修」は、②に該当しない(6か月以上の実務者)者の場合も、希望すれば受講を認めますが、未経験者や②該当者を優先しますので、定員になった場合は受講をお断りする場合がございます。ご了承ください。<br>各研修の要項をよくご覧になり、研修の目的や要件等を理解した上で、ご自身の状況に最も適した研修をお選びください。 |
| Q17 | 茨城県登録ですが、勤務地がA県なのでA県で研修を受けたいです。受講地変更の手続きのやり方を教えてください。  |
| A17 | 各種研修の受講地は、原則として登録地です。<br>やむを得ないと認められる場合を除き、茨城県での受講もしくはA県への登録移転をご検討ください。<br>やむを得ないと認められる事情があり、かつ登録移転の要件を満たさない場合は、「介護支援専   |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>門員に係る各種研修の受講地及び受講地変更の手続き方法について」の案内に従って受講地変更の手続きを申請してください。この場合、受講希望地の都道府県（研修実施機関）で受入可能かどうかは、ご自身で確認いただくことになります。</p> |
|--|--|

|     |   |
|-----|---|
| Q18 | <p>茨城県登録で自宅はB県、勤務地はC県です。どこで研修を受けるか迷っています。</p>   |
| A18 | <p>研修の受講地は原則として登録県のため、茨城県で受講していただくことになります。B県やC県で研修を受けるためには登録移転が必要です。</p> <p>《B県で受講したい場合》<br/>登録移転が可能かどうかB県の担当者にご相談ください。</p> <p>《C県で受講したい場合》<br/>介護支援専門員としてC県で実務に従事している方は、C県へ登録移転できます。今後も就業先がC県なのであれば、多少自宅から距離があっても登録移転しておいたほうがよいでしょう。</p> <p>《B県にもC県にも登録移転を受け入れてもらえず、かつ茨城県での受講ができない場合》<br/>研修を受けたい都道府県及び研修実施機関へご相談ください。<br/>双方から受講の了解が得られれば、受講地変更手続きを行うことができます。</p> |

|     |   |
|-----|---|
| Q19 | <p>茨城県で登録して県内で働いていましたが、今後、D県で勤務することになりました。登録の変更や手続きは必要ですか。</p>  |
| A19 | <p>本県の登録であっても、他県で勤務することは可能ですが、住所が変更になる場合は、「登録事項変更届出書」の提出が必要です。</p> <p>ただし、研修の受講地は原則として登録県のため、茨城県で受講していただくことになります。住所地や勤務地、今度の研修受講地などを考慮して、D県へ登録の移転を希望する場合は、登録移転の申請をお願いします。</p> <p>（移転先都道府県の様式を、茨城県宛に提出していただきます。詳細は事前に茨城県長寿福祉課及び移転先都道府県までお問合せください。）</p> |

|     |   |
|-----|---|
| Q20 | <p>E県で実務研修受講試験に合格しており、茨城県に転居しました。今後、実務研修を茨城県で受講したいと考えておりますが、どのような手続きが必要ですか。</p>                 |
| A20 | <p>本県では、居住地が当県であれば、実務研修の受講は受け入れます。</p> <p>その際には、E県に実務研修の受講地を変更したい旨の連絡をしていただき、受講地の変更をしてください。</p> |

### 3. 主任介護支援専門員研修について

(以下、主任介護支援専門員は「主任」と表記します)

|     |   |
|-----|---|
| Q21 | 業務従事期間とは何を指しますか。  |
| A21 | 申し込みの時点で、通算5年(60ヶ月)以上、専任の介護支援専門員として従事している期間のことです。   |
| Q22 | 従事期間の換算方法を教えてください。  |
| A22 | 従事期間は、介護支援専門員としての業務開始日と最終日までを含んで換算してください。<br>例) 8月1日から8月31日・・・期間31日間                                      |
| Q23 | 主任研修を修了すれば、介護支援専門員証の有効期間も更新できますか。   |
| A23 | 主任研修の修了証明書で介護支援専門員証の有効期間を更新することはできません。<br>介護支援専門員証を更新するためには、「主任更新研修」や「更新研修Ⅱ(または専門研修Ⅱ)」の受講が必要です。           |
| Q24 | 茨城県登録ですがF県の事業所に勤めています。どうすれば主任研修を受講できますか。  |
| A24 | 原則として、F県へ登録移転手続きを行ったのち、F県で受講していただくことになります。<br>ただし、研修や登録移転に関する取扱いは都道府県によって異なるため、まずは都道府県の介護支援専門員担当へご相談ください。 |

#### 4. 主任介護支援専門員更新研修について

(以下、主任介護支援専門員は「主任」と記載します)

|     |  |
|-----|--|
| Q25 | 主任更新研修は、いつから受講することができますか。  |
| A25 | 主任（更新）研修修了証明書の、有効期間満了日の2年前の属する年度から受講することが可能です。   |
| Q26 | 主任更新研修を受講しようと思うのですが、介護支援専門員証の更新のために「更新研修Ⅱ（または専門研修Ⅱ）」も受講した方がよいですか。  |
| A26 | 主任更新研修修了者は更新研修の受講が免除され、主任更新研修の修了証明書をもって介護支援専門員証の更新手続きを申請することができます。<br>ただし、主任更新研修修了日までに介護支援専門員証の有効期間が満了してしまう場合は、事前に「更新研修Ⅱ（または専門研修Ⅱ）」を受講し、更新手続きを行っておく必要があります。  |
| Q27 | 主任更新研修終了日の翌日に介護支援専門員証の有効期間が満了するのですが、どのように手続きをしたらよいでしょうか。   |
| A27 | 次のような方法を取ることが出来ます。<br>①事前に「更新研修Ⅱ（または専門研修Ⅱ）」を受講し、介護支援専門員証有効期間の更新手続きを済ませておく。<br>→重ねて研修を受ける手間はありますが、最も確実な方法です。<br>②主任更新研修修了当日に、県長寿福祉課へ更新申請書類を直接提出する。<br>→当課へお越しになる場合は必ず事前にご相談ください。担当が当日その場で申請書類を確認・受付します。不備がないように、修了証以外の書類については事前に確認しておくことをお勧めします。<br>※主任更新研修修了後、直ちに更新申請書を郵送（満了日の消印まで有効）することも可能ですが、書類に不備があると受け付けることができない場合がありますのでご注意ください。 |
| Q28 | 主任更新研修を受講しない場合、資格はどうなりますか。   |
| A28 | 主任資格の有効期間満了後は、主任としての実務が行えません。主任として実務を行うためには、改めて主任研修を修了する必要があります。<br>主任の期間が切れた場合でも、介護支援専門員証の有効期間までは、介護支援専門員としての実務は可能です。   |
| Q29 | 主任更新研修を修了し、介護支援専門員証の更新を申請するのですが、介護支援専門員証の有効期間の置き換えについて教えてください。置き換えはしなくてもよいのですか。  |
| A29 | 介護支援専門員証の有効期間は、厚生労働省による通知（平成29年5月18日付）により主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付することが原則化されております。（平成30年度主任更新研修修了後から適用）<br>有効期間を置き換えるか否かは介護支援専門員証の更新申請時に選択していただきます。<br>ただし、置き換えることで介護支援専門員証の有効期間が5年間を超える場合、置き換えは選択できません。<br>詳細については、茨城県のホームページをご確認ください。   |
| Q30 | 主任でしたが、介護支援専門員証の更新手続きを失念して有効期間が満了して失効してしまいました。主任の資格はどうなるのでしょうか。  |
| A30 | 主任資格は、介護支援専門員証が有効であることが前提です。したがって、介護支援専門員証が失効した時点で、主任の資格も失効します。<br>また、介護支援専門員証の失効後に再研修を受講し、再度介護支援専門員証の交付を受けた時点が、主任資格の有効期間満了前であれば、その残りの主任資格の有効期間内は主任として業  |

|  |  |
|--|--|
|  | 務が可能です。一方、主任の有効期間満了後に再研修を受講、介護支援専門員証の交付を受けた場合には、新たに主任研修を修了する必要があります。 |
|--|--|

|     |  |
|-----|--|
| Q31 | 主任研修の修了証明書を紛失してしまいました。再発行は可能でしょうか。   |
| A31 | 平成 26 年度以降の主任研修であれば、茨城県介護支援専門協会にて受講証明書の発行が可能です。<br>主任更新研修の申し込みにあたり、県または茨城県介護支援専門員協会に修了証明書を紛失した旨をご相談いただき、必要な書類の確認をお願いします。 |

|     |   |
|-----|---|
| Q32 | 主任を更新するための法定外研修はどのように受講すればよいですか。  |
| A32 | 主任は、毎年、地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修を、毎年、4回以上受講する必要があります（主任更新研修の受講要件）。<br>地域包括支援センター、職能団体以外には、次の団体が実施する「主任介護支援専門員の質の向上に係る研修」も対象となります。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人 全国社会福祉協議会</li> <li>・社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会</li> <li>・公益財団法人 介護労働安定センター</li> <li>・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会</li> <li>・一般社団法人 茨城県老人福祉施設協議会</li> <li>・一般社団法人 茨城県福祉サービス振興会</li> <li>・特定非営利法人 地域密着型サービス協議会</li> </ul> 5年ごとの主任更新研修申込時に提出することになりますので、修了証明書などを個人でしっかり管理してください。<br>なお、「地域ケア会議やサービス担当者会議等の個別事例への対応を協議するもの」、「任意団体による研修」、「座学や事例検討などを含まない展示会などのセミナー」、「認定調査員やホームヘルパー等の業務に従事するために必要となる研修」は対象となりませんのでご注意ください。<br>（その他受講要件の詳細については、開催要項をご覧ください。） |

|     |  |
|-----|--|
| Q33 | G 県で主任として業務をしておりました。勤務の関係で、茨城県に勤務地が変更になり、登録地（受講地）を変更しております。今年度主任更新研修を受講する予定ですが、G 県で更新するための法定外研修を4回受講しているが、茨城県で主任更新研修の受講は可能でしょうか。 |
| A33 | 茨城県では主任更新に必要な法定外研修については、原則3時間以上の研修をとっております。G 県で4回実施した研修が茨城県の規定外の研修の場合については、県長寿福祉課までご相談ください。                                      |